

基本指針の概要

1. 基本指針の法的位置づけ

- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)を策定。
(子ども・子育て支援法第60条)
- 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。
- 基本指針の主な内容は以下のとおり。

◎子ども・子育て支援の意義

◎地方自治体の事業計画の作成指針

・すべての都道府県、市町村が事業計画を作成。(計画期間 5年間)

→限られた期間(平成26年度前半までに計画案を取りまとめが必要)の中で、関係者の参画の下、住民の意向の把握、計画の検討、作成などの一連の作業を行うことが必要。

<参考>計画策定のスケジュール

平成25年夏 基本指針案の提示
→平成25年夏以降～

平成26年度前半

後半～

平成27年4月(予定)

市町村において利用希望の調査を実施

都道府県計画、市町村計画の作成

都道府県計画案、市町村計画案のとりまとめ

認可・確認等の事前準備【計画案に基づく需給調整】

子ども・子育て支援新制度本格施行

地方版子ども・子育て
会議の意見を
聴きながら検討。

◎制度に関する基本的事項の提示

◎関連施策との連携

- ・子ども・子育て支援新制度は、
 - ・ワーク・ライフ・バランスと車の両輪。
 - ・児童相談所等の関連する専門機関との連携が不可欠。 →これらの点にも留意した計画作成が必要。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育てでの利用希望)
学校教育＋子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育てでの利用希望)
学校教育＋保育＋放課後児童クラブ
＋子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育てでの利用希望)
保育＋子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育てでの利用希望)
子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況＋利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況＋利用希望)、「確保方策」(確保の内容＋実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
*私立保育所については、委託費を支弁

(施設型給付・地域型保育給付は、早期・夜間・休日保育にも対応)

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

地域型保育給付
= の対象※

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「確保の内容」・「実施時期」
 <量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
 ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

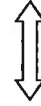
- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
 例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

量の見込み



確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

不足がある場合は整備

○認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

4. 基本指針項目①

○ 子ども・子育て支援の意義並びに幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項（法60Ⅱ①）

○ 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項（事業計画作成指針）（法60Ⅱ①②）

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

1 教育・保育提供区域の設定

2 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

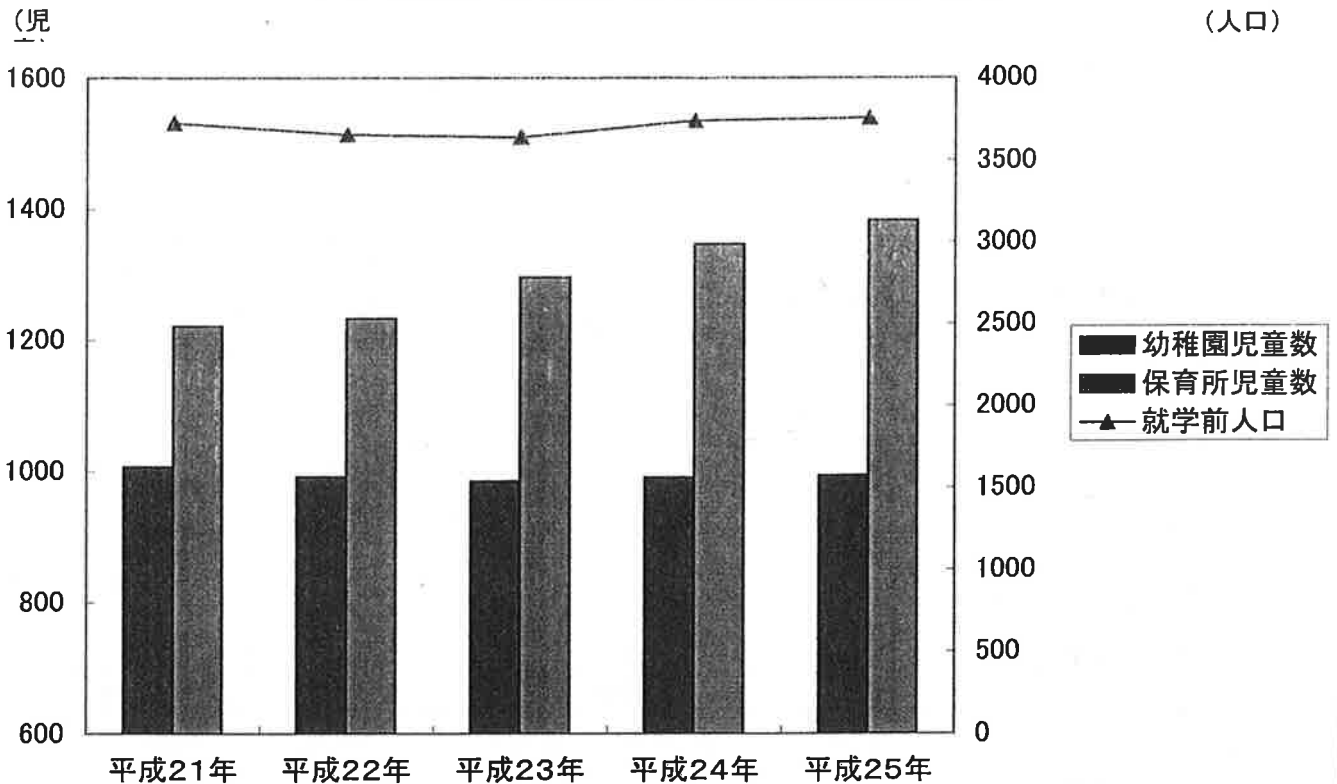
三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

人口推移と幼稚園・保育所入所児童の推移



・各年4月1日現在の人口及び児童数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
就学前人口	3,726	3,656	3,640	3,742	3,757
幼稚園児童数	1,006	991	984	990	993
保育所児童数	1,221	1,233	1,296	1,347	1,383
家庭保育ほか	1,499	1,432	1,360	1,405	1,381

・平成25年4月1日現在の人口と幼稚園・保育所利用状況について

	人口			幼稚園 入園者数		保育所 入所者数		未入园児・ 未入所児	
	男	女	計	実数	率	実数	率	実数	率
0歳児	292	264	556			80	14.4%	476	85.6%
1歳児	325	317	642			232	36.1%	410	63.9%
2歳児	304	311	615			235	38.2%	380	61.8%
3歳児	336	309	645	302	46.8%	285	44.2%	58	9.0%
4歳児	329	319	648	342	52.8%	275	42.4%	31	4.8%
5歳児	342	309	651	349	53.6%	276	42.4%	26	4.0%
計	1,928	1,829	3,757	993	-	1,383	-	1,381	-

幼稚園・保育所入園(所)状況表

幼稚園入園状況

H25.10.1 現在 (人)

園名	定員	在園児童数	入園率	差引受入可能数
総社幼稚園	225	128	0.57	97
井尻野幼稚園	190	91	0.48	99
総社南幼稚園	190	98	0.52	92
総社北幼稚園	130	38	0.29	92
常盤幼稚園	310	174	0.56	136
三須幼稚園	95	35	0.37	60
服部幼稚園	95	44	0.46	51
阿曾幼稚園	95	37	0.39	58
池田幼稚園	60	14	0.23	46
秦幼稚園	95	15	0.16	80
神在幼稚園	50	32	0.64	18
久代幼稚園	130	38	0.29	92
山田幼稚園	60	8	0.13	52
新本幼稚園	60	18	0.30	42
昭和幼稚園	95	28	0.29	67
維新幼稚園	60	12	0.20	48
山手幼稚園	130	105	0.81	25
清音幼稚園	140	85	0.61	55
計	2,210	1,000	0.45	1,210

保育所入所状況

H25.10.1 現在 (人)

保育所(園)名	定員	年 歳 別 児 童 数						計	入所率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
総社保育所	120	3	19	17	27	30	23	119	0.99
中央保育所	120	17	18	23	25	26	27	136	1.13
清音保育園	110	10	16	22	20	20	29	117	1.06
ひかり保育園	90	14	18	20	21	16	20	109	1.21
第二ひかり保育園	90	16	15	19	19	18	21	108	1.20
第三ひかり保育園	90	14	18	18	21	21	17	109	1.21
すみれ保育園	120	9	23	17	23	22	23	117	0.98
すずらん保育園	60	5	13	9	16	14	10	67	1.12
第二すずらん保育園	85	8	18	12	18	25	18	99	1.16
みどり保育園	90	6	16	14	25	19	25	105	1.17
山手保育園	90	10	15	20	20	20	19	104	1.16
あのね保育園	60	11	13	9	15	12	13	73	1.22
スマイル保育園	90	14	17	16	22	19	18	106	1.18
太陽保育園	90	10	18	21	21	18	15	103	1.14
計	1,305	147	237	237	293	280	278	1,472	1.13

認可外保育所の状況

たんぽぽ保育園…一時保育, 土曜保育あり

あおぞら保育園…一時保育, 土曜保育(14時まで), 延長保育あり, 乳児保育開始(平成26年1月から)

事業所内保育所の状況

薬師寺慈恵病院, 長野病院, 吉備カントリークラブ

総社市子ども・子育て支援事業計画 (構成案)

はじめに 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格・位置付け
(子ども・子育て支援法第 61 条かつ次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく計画)
- 3 計画の期間 (平成 27 年度～平成 31 年度)
- 4 策定の方法
- 5 計画の視点

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 教育・保育提供区域の設定
- 4 計画の体系

第2章 総社市の子どもを取り巻く現状

- 1 子どもの人口構成及び増減
- 2 家庭の状況
- 3 保育所及び幼稚園などの状況
- 4 地域子ども・子育て支援事業の状況

第3章 次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価

- 1 基本目標ごとの評価
- 2 取組の結果と課題

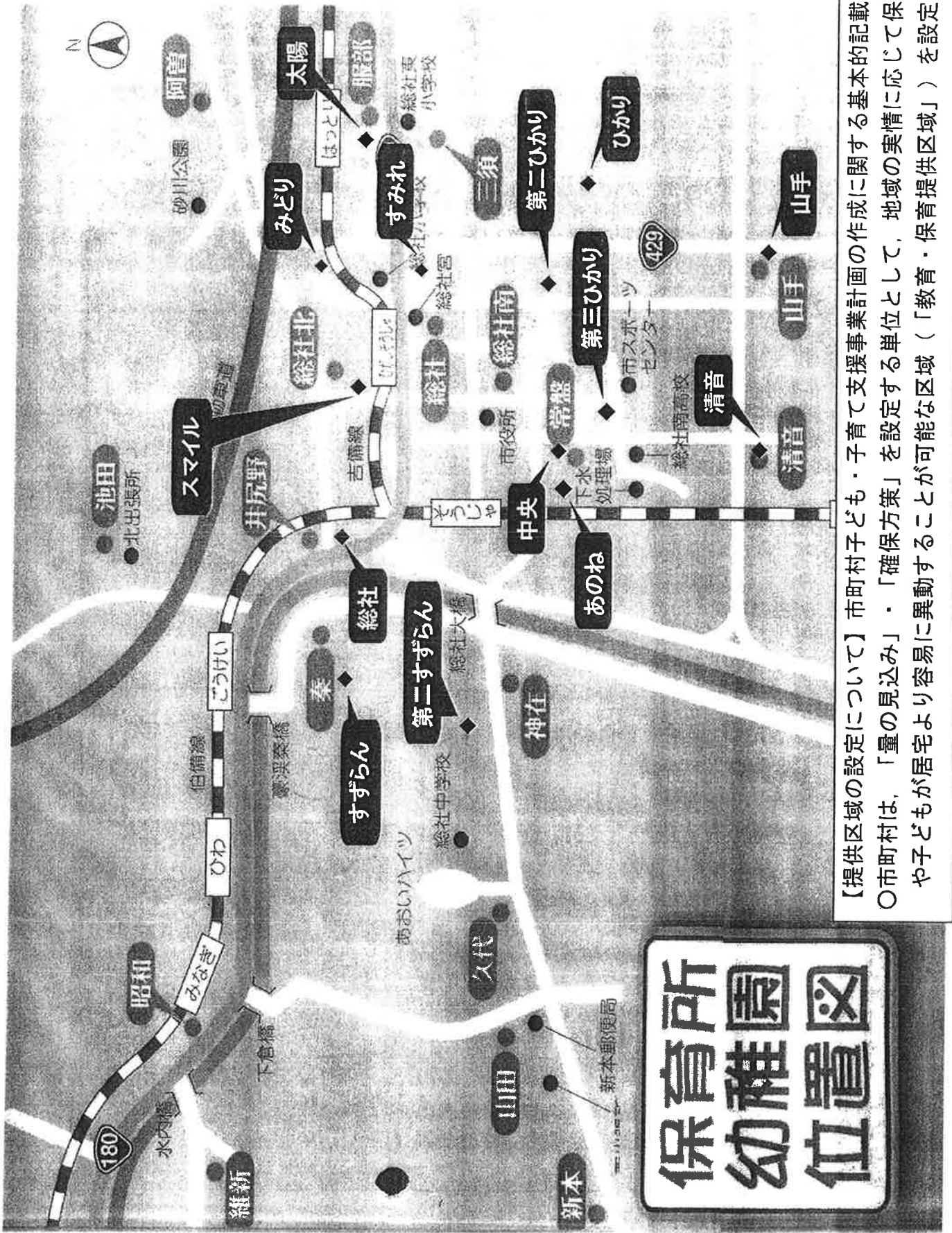
第4章 基本施策と取組 (次世代育成支援行動計画の継承も含む)

- 1 幼児期の学校教育・保育の提供
- 2 地域子ども・子育て支援
- 3 支援が必要な子ども等への支援
- 4 ワークライフバランスと家庭生活との両立支援
- 5 子どもと子育て家庭の安心・安全の確保

第5章 事業計画

- 1 幼児期の学校教育・保育の区域ごとの見込量と確保の内容
- 2 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

第6章 計画の推進



【提供区域の設定について】市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
 ○市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の实情に応じて保護者
 や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定。

地域子ども・子育て支援事業(13事業)

No	事業名	内容	市の実施状況
1	利用者支援	子育て家庭の相談、情報提供のほか、他関係機関との連絡調整を行う事業	新規事業のため未実施
2	地域子育て支援拠点事業	子育てひろば、地域子育て支援センターなどで実施する、子育てに関する情報提供などを行う事業	センター型:5か所 ひろば型:4か所
3	一時預かり	緊急・一時的に家庭で保育できない乳幼児を、保育所や専用の保育室で受け入れる事業	保育所:5か所
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月程度の乳児家庭を訪問し、子育ての情報提供、子育てに関する相談・助言に応じる事業	訪問延件数:581件
5	養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童などの支援に資する事業	上記事業等で支援が必要とされる親子や妊婦に対して、家事援助も含めて相談や支援を行う事業	養育訪問延件数:286件
6	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生がいる家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業	提供会員:68人 依頼会員:537人
7	子育て短期支援事業	保護者の疾病などで遅くまでの保育や宿泊を伴う保育が必要な乳幼児・児童に対して、児童擁護施設等で子どもを受け入れる事業	ショートステイ契約施設:1か所
8	延長保育事業	急な残業などの理由で、保育時間を越えて保育をする事業	保育所:14か所
9	病児・病後児保育事業	急な発熱時などに、病院等の専用スペースで看護師などが一時的に保育する事業	医院:1か所 (※ファミサポでも実施)
10	放課後児童クラブ	保護者が就労している小学生を専用施設等で受け入れ、適切な遊びと生活の場を提供する事業	13か所
11	妊婦健診	妊婦の定期的な健康診査	14回無料券等
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	特別な学校教育・保育活動に必要な費用のうち、負担が困難な世帯に対して支援する事業	新規事業のため未実施
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	具体的な事業については、国において検討中	新規事業のため未実施

総社市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール(案)

		内 容	市の動向	国の動向
25年度	4月	事業計画の検討		子ども・子育て会議の開催(以降随時開催)
	7月	●第1回会議(7月9日)	委員委嘱, 現行計画の評価・検証, ニーズ調査票の検討	↓
	8月	計画策定業者の決定		
	9月	○ニーズ調査内容決定 ○ニーズ調査送付		◆基本指針の公表
	10月	○ニーズ調査票回収		
	11月	◆ニーズ調査集計, 分析		
	12月	●第2回会議(12月19日)	○調査結果分析	
	1月	◆地域の子育て支援団体・NPO等へのヒヤリング調査	○学校教育・保育量の見込みを検討 ○各種事業量の見込みを検討	
	2月	●第3回会議(月 日)	○「確保方策」等を検討	
	3月	◇「量の見込み」を県へ報告		◆認可・運営基準等の提示(政省令等の公布)
	26年度	4月		新たな制度のための条例制定準備 ・地域型保育事業の認可基準 ・確認を受ける施設・事業の運営基準
5月		●第4回会議(月 日) 教育, 保育, 支援拠点事業の確保方策	・支給認定基準 ・放課後児童クラブの設備運営基準	
6月		◇「確保方策」等を県へ報告・調整	事業計画案(確保方策等)の取りまとめ	
7月		●第5回会議(月 日) 事業計画案(事業量見込み, 確保方策等)		
8月			◇事業計画を県へ報告	
9月		■各種条例の議会上程	○9月議会で条例制定	
10月		◆事業計画最終調整 ○パブリックコメントの実施	○「量の見込み」, 「確保方策」に基づき, 認可・確認の準備	
11月		※最終調整	平成27年度の新制度に向けた取り組み ・支給認定事務開始 ・入所手続き・利用調整	
12月		●第6回会議(月 日) (事業計画書の確認, 新制度への対応等)	・放課後児童クラブ利用手続開始	
1月				
2月				
3月		◇事業計画書を県知事へ提出		